

川崎市環境総合研究所環境学習学生サポーターの設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市環境総合研究所環境学習学生サポーター（以下「学生サポーター」という。）を設置し、学生サポーターに環境教育・環境学習（以下「環境教育等」という。）の活動の場や職業体験の機会を提供するとともに、学生サポーターが環境教育等のイベント・講座等の運営補助等に携わることを通じて、市民との連携・協働の促進、及び地域で環境教育等の活動を行う個人の人材育成を目的として、制定するものとする。

(学生サポーターの活動)

第2条 学生サポーターは、川崎市環境総合研究所が開催する干潟の生きもの観察会など環境教育等のイベント講座当日の運営補助、参加者の安全確保等の活動を行う。

(学生サポーターの登録基準)

第3条 学生サポーターは、環境問題及び環境教育等に関心のある学生で、次の要件を満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）は登録の対象としない。

- (1) 18歳以上の大学生・専門学校生等
- (2) 川崎市が推進する環境施策及び環境教育等の普及啓発に賛同又は協力できる者
- (3) 心身の故障がなく、業務の遂行に支障がない者

(学生サポーターの登録)

第4条 学生サポーターの登録を希望する者は、第1号様式により環境局長あてに提出しなければならない。

2 環境局長は、前項の提出があった場合は、前条に規定する基準に照らし、該当する者を学生サポーターとして登録するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は登録日より当該年度末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

2 環境局長は、第3条の規定に該当しなくなったとき又は必要があると認めるときは、登録を取り消すことができる。

(警察本部への照会)

第6条 環境局長は、必要に応じ第4条第2項において登録された者が、第3条ただし書きの規定に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報情報の本人同意を得るものとする。

(活動報告)

第7条 学生サポーターは活動を行ったときは、速やかに第2号様式により環境局長あてに報告しなければならない。

(謝礼金)

第8条 環境局長は、前条に規定する報告がなされた後、学生サポーターに活動に対する謝礼として、1回につき1,000円(交通費相当額を含む)を予算の範囲内で支給するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。